

京都市訓令甲第 9 号

会 計 室

京都市会計管理者等専決規程の一部を次のように改正する。

令和元年11月1日

京都市長 門 川 大 作

別表会計室長の項中第40号を第41号とし、第8号から第39号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 会計年度任用職員の採用，期間の更新，退職等に関すること。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)